

モバイルアクセスサービス契約約款【現改比較表】

2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

目次（略）		目次（略）	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条～第3条（略）		第1条～第3条（略）	
（用語の定義）		（用語の定義）	
第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。		第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
1～19	(略)	1～19	(略)
20 請求事業者	モバイルアクセスサービスの料金その他の債務に係る当社 の債権を譲渡した当社が別に定める事業者（注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 とします。	20 請求事業者	モバイルアクセスサービスの料金その他の債務に係る当社 の債権を譲渡した当社が別に定める事業者（注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 NTTドコモビジネス株式会社 とします。
21	(略)	21	(略)
22 特定卸事業者	モバイルアクセスサービスを当社に事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として提供する当社が別に 定める電気通信事業者（注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信事業者とは、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 とします。	22 特定卸事業者	モバイルアクセスサービスを当社に事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として提供する当社が別に 定める電気通信事業者（注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信事業者とは、 NTTドコモビジネス株式会社 とします。

第2章～第10章	(略)	第2章～第10章	(略)
第11章		第11章	
第1条～第46条	(略)	第1条～第46条	(略)
第47条	当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている情報等の内容が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社（契約事業者を含みます。）の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は 変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であつても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更（モバイルアクセスサービス取扱所に設置する 交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に 当社（契約事業者を含みます。）が設置する電気通信回線設備に接続されている自営 端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要 する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。 _ <u>3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定め られる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的と</u> <u>とはしていま せん。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が</u> <u>この約款に含まれる 場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社</u>	第47条	当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている情報等の内容が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社（契約事業者を含みます。）の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は 変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であつても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更（モバイルアクセスサービス取扱所に設置する 交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に 当社（契約事業者を含みます。）が設置する電気通信回線設備に接続されている自営 端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要 する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

	は免責されます。		
第 1 2 章～第 1 3 章	(略)	第 1 2 章～第 1 3 章	(略)
別記	(略)	別記	(略)
別表 1 ～ 4	(略)	別表 1 ～ 4	(略)
		附 則（令和 7 年 6 月 1 2 日 O C X 第 0 0 0 6 0 0 0 0 5 1 0 号） （実施期日） 1 この約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。	